

連携協議会資料
元. 5. 28
松本市

コンベンション補助制度の拡充について

1 趣 旨

松本市コンベンション開催促進事業補助金要綱を改正し、コンベンション開催における補助制度の拡充を行ったため、周知するものです。

2 概 要

(1) 改正日

平成31年4月1日

(2) 改正内容

会期3日以上、宿泊2泊以上のコンベンション開催における補助金を増額するものです。2泊3日のコンベンションの場合、要綱改正前は、1泊分の補助金（宿泊者数×1,000円）交付でしたが、改正後は2泊分の補助金（宿泊者数×1,000円×2（泊））交付となります。

※補助金額算出に関する改正点

改正前	改正後
宿泊を伴う参加者1人につき、1,000円	宿泊を伴う参加者1人につき、 <u>1泊あたり</u> 1,000円。ただし、参加者1人につき <u>2泊までを限度</u> とする。（会期が3日以上の場合）

※泊数の考え方及び補助金上限額

会 期	宿泊数	上限額
1日	1泊まで	1,500千円
2日		
3日以上	2泊まで	